

よくあるご質問

I.再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業『自立』

	質問	回答
応募申請について	1 再生可能エネルギー発電設備を自ら設置できず、他の事業者が設置する再生可能エネルギー発電設備から電力の提供を受けて同様のシステムを構築する場合、補助事業に応募することは可能ですか。	水素エネルギーシステムの所有者と異なる者の所有である再生可能エネルギー発電設備から電力の供給を受ける水素エネルギーシステムも補助の対象となります。 電力供給上必要な手続き、契約等に関する資料を申請時に添付してください。なお、再エネ設備費用（電気代含む）は、補助対象外です。
	2 複数年度に渡る事業計画で応募することは可能ですか？ 可能な場合、補助金上限額（2億円）は2か年度合計でしょうか。	可能です。詳細は公募要領をご覧ください。 複数年度の場合、補助金上限額は2か年度合計で2億円となります。
補助対象経費について	3 蓄電池、水素製造装置、燃料電池のみの導入は補助の対象となりますか。	各々の機器の組み合わせで設備全体が「水素エネルギーシステム」となる場合には、補助対象となりえますが、単に個々の機器のみの導入は補助対象外です。
	4 改質器付き燃料電池は補助の対象となりますか。	改質器付き燃料電池は補助対象外です。
	5 水素を発生させる方法として、バイオマスガスの改質を想定していますが、補助事業の対象となりますか。	バイオマス由来のガスを改質した水素を活用するということであれば補助対象外となります。 ただし、バイオマスガス発電の電力を使って水を電気分解するということであれば、補助対象となる可能性があります。
その他留意事項	6 「土地区画整理組合」は応募が可能でしょうか。	土地区画整理組合の場合、公募要領P.8 補助事業者のうち「オ. 法律により直接設立された法人」として、認可を受けたことがわかる関係書類、定款等をご提出ください。
	7 公募要領P.2補助事業の要件として、補助事業を実施する施設が、地域防災計画等により災害時に防災拠点等として位置付けられた、あるいはこれから位置づけられる見込みとありますが、「これから位置づけられる見込み」とはどのような状況まで認められるのでしょうか。	申請時には防災拠点として位置付けられていなくても構いませんが、その場合でも自治体様とお話が進行している事実が必要です。議事録などの資料をご用意ください。
	8 公募要領に「防災、災害時にも有用な公益性」のある事業とありますが、防災専用でしょうか。	防災専用ではなく、平時も防災時も稼働可能な設備とご理解ください。
	9 補助事業を実施する施設が自治体所有である必要はありますか。公益財団法人の場合は対象となりますか。	自治体の所有である必要はありません。 公益財団法人の申請でも構いません。
10	既設機器の残置は可能でしょうか。	可能ですが、申請の際に残置理由をお示しください。